

令和元年10月1日

一般社団法人マンション老朽化対策支援団体 会員規程

(名称)

第1条

本会は、一般社団法人マンション老朽化対策支援団体（以下、「本会」と言います。）と称します。

(目的)

第2条

本会は、マンションの管理、運営および修繕に係る活動を多方面から支援し、マンション老朽化の心配のない安全安心な社会の創生を目指します。

(会員)

第3条

会員とは、前条の目的に賛同し、本規程を承認のうえ、本規程に定める入会手続きを行い、本会の理事会が入会を承認し、登録された個人または法人をいいます。

(会員の種類)

第4条

本会の会員は次の2種類です。

(1) 正会員 (2) 賛助会員

正会員は原則として本会の理事とし、それ以外は全て賛助会員とします。

(入会)

第5条

本会への入会の際は本会所定の入会申込書を提出します。

(暴排条項)

第6条

次の各号の一に該当する者は本会の会員になることはできません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以

下「暴力団員等」という。)

- (2)暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3)暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(会員期間)

第7条

会員期間は登録月より退会等で会員資格を喪失するまでとします。

(会費)

第8条

会員は年度末までに次年度の年会費を支払うものとします。

- (1) 一般会員（個人） 年会費 12,000 円
- (2) 専門家（個人）会員 年会費 24,000 円
- (3) 専門家（法人）会員 年会費 36,000 円

会期の途中で参加する場合は、年会費を月割りにした分を参加時に支払うものとします。

(会員の特典)

第9条

会員の特典は、次の通りとします。

- (1) 本会ホームページにおけるロゴまたは社名の掲載（一般会員は除く）
- (2) 本会主催の講演会・研究会・講座などの参加費免除（法人会員の場合は 1 法人につき 1 名かぎり）
- (3) 本会にて発生したビジネスの紹介における優先権（一般会員は除く）

(変更届)

第10条

会員は届け出た氏名・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに本会に届け出るものとします。なお変更の届出がないために生じた不利益について本会はその責任を負わないものとします。

(退会)

第11条

会員は、本会への書面の提出により任意に本会を退会することができます。ただし退会され

た場合にも既に支払われた会費の払い戻しはいたしません。

(会員資格の譲渡などの禁止)

第12条

本会の会員資格は一身専属のものであり、これを第三者に譲渡、貸与もしくは相続することはできません。

(除名)

第13条

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができます。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第14条

第11条および第13条の場合のほか会員は次のいずれかに該当するときはその資格を喪失します。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 死亡し、又は解散したとき
- 2 会員が第6条の各号の一に該当すると判明したときは、その資格を喪失します。

(個人情報の取り扱い)

第15条

会員は、本会が取得した個人情報を以下の目的のため必要な範囲で本会又は本会の業務委託先を含む第三者が利用することを同意します。

◆会員管理、会報誌等のご案内送付

(規程の変更)

第16条

理事会は必要に応じて会員の下承を得ることなく本規程を変更することができるものとします。

付則 この規程は令和2年1月1日より施行します。

一般社団法人マンション老朽化対策支援団体【MAASG】(まっすぐ)

本拠地：神奈川県鎌倉市山崎 1005-57